

○大竹市建設工事一般競争入札実施要綱

平成10年3月6日

告示第20号

改正 平成29年10月30日告示第151号

令和元年5月8日告示第3号

令和3年3月29日告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の事務について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 請負対象設計金額が130万円を超える建設工事又は広く申込み業者を募る必要がある工事については、原則として一般競争入札を実施するものとする。

(入札参加資格要件)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 発注する工事に対応する大竹市競争入札参加資格審査要綱（平成29年大竹市告示第149号）による競争入札参加資格の認定を受け、その有効期間を経過していない者
- (3) 発注する工事に係る大竹市契約規則第2条（昭和39年大竹市規則第16号。以下「規則」という。）による公告（以下「公告」という。）の日から入札の日までに大竹市競争入札等指名除外要綱（平成29年大竹市告示第150号）による指名除外を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続開始の決定がされていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定がされていること。
- (6) 発注する工事の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていない者
- (7) 発注する工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がない者
- (8) 大竹市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第200号）第2条第1項第2号から第5号までのいずれにも該当しないと認められる者

2 対象案件ごとに必要と認められるときは、次の各号に掲げる事項を前項の要件に加えることができるものとする。

- (1) 発注する工事と同一の同一工種（以下「同一工種」という。）について建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者。ただし、発注する工事の内容に応じ、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者
- (2) 同一工種について建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の総合評点が適当である者
- (3) 同一工種について元請施工実績がある者
- (4) 発注する工事に配置を予定する主任技術者、現場代理人及び監理技術者等が適正である者
- (5) 大竹市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) その他必要と認める事項

3 市長は、入札参加資格要件を決定するに当たっては、指名業者審査会（以下「審査会」という。）の審査に付さなければならない。

（公告）

第4条 公告は、大竹市公告式条例（昭和29年9月1日大竹市条例第1号）によるもののほか、ホームページへの掲載その他の方法により行うことができるものとする。

2 公告する事項は、大竹市契約規則第3条第1号から第7号までに規定するもののほか、次の事項とする。

- (1) 落札者の決定方法
- (2) 契約保証金に関する事項
- (3) 入札に参加する方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 公告する日の決定に当たっては、見積期間、入札参加資格確認申請の受付期間、質問期間等に十分配慮するものとする。

（工事概要等の交付）

第5条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、公告で定める期間に、発注する工事の概要を記した書面及び図面並びに、次に掲げる書類を交付するものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）
- (2) 施工実績調書（別記様式第2号）
- (3) 建設工事施工実績証明書
- (4) 配置予定技術者の資格・工事経験調書（別記様式第3号）

（入札参加申請）

第6条 市長は、入札参加希望者から市長が別に定める期日までに前条各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を持参又は郵送により提出させるものとする。

2 入札参加資格希望者は、申請書等の提出に当たり、公告で定める書類を添付しなければならない。

（入札参加資格の審査）

第7条 前条の規定により申請書等の提出があったときは、市長は、申請書等を添えて審査会に審査を請求するものとする。

2 審査会は、前項の請求を受けたときは速やかに次に掲げる事項を審査して、この結果を市長に通知しなければならない。

（1） 入札参加資格の有無

（2） その他市長が必要と認める事項

（入札参加資格審査結果の通知）

第8条 市長は、入札参加資格審査申請書を提出した者に対して、入札参加資格適合（非適合）通知書（別記様式第4号）により入札参加資格の審査結果を通知するものとする。

2 前項の規定による通知により入札参加資格が非適合となった者は、審査結果に異議がある場合は、市長に対し、入札参加資格審査結果異議申出書（別記様式第5号）より異議を申し出ることができる。

3 前項の規定による申出があった場合は、市長は、審査会に審査を請求し、審査の結果、入札参加資格が非適合となった者について、入札参加資格が適合することが判明したときは、当該入札参加資格が非適合となった者に対する通知を取り消すとともに、改めて入札参加資格が適合する旨を通知するものとする。

（入札参加資格の取消し）

第9条 市長は、入札参加資格の認定の決定の日から契約の日までに前条第1項の規定により入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札参加資格要件に該当しないこととなったときは、当該入札参加資格者に係る入札参加資格の適合の通知を取り消すものとする。

（共同企業体の取扱い）

第10条 一般競争入札には、共同企業体を参加させることができる。

2 共同企業体を参加させる場合には、その旨、構成員の数、組合せ、出資比率及び代表者要件その他必要と認める事項を、規則第2条の規定に準じて公告するものとする。

3 共同企業体の入札資格審査については、別に定める。

（現場説明及び設計図書等の貸出し）

第11条 現場説明は、入札参加資格者を対象に市長が必要と認めた場合に行うものとする。

- 2 設計図書等は、設計図書閲覧・貸出申請書（別記様式第6号）による申請により貸出し、又は閲覧等に供するものとし、貸出し又は閲覧等の期間、場所及び方法は、市長が別に定めるものとする。

（質問事項）

第12条 入札参加資格者は、市が発注する工事の内容について質問がある場合は、工事内容質問書（別記様式第7号）を監理課に持参又は郵送により提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による質問があった場合は、市長が別に定める期日までに回答内容を記した書面を閲覧に供することにより回答するものとする。

（最低制限価格等）

第13条 最低制限価格又は調査基準価格は、設けることができるものとする。

- 2 最低制限価格を設けた場合に、当該価格を下回った価格で入札した者は、再度の入札に参加できないものとする。

（落札者の決定方法）

第14条 落札者の決定方法は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第3項本文の定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、地方自治法施行令第167条の10に定めるところによることができる。

（事後審査型一般競争入札）

第15条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、請負対象設計金額が1億5,000万円未満の一般競争入札については、入札執行後に有効な入札をした者のうち最低価格を入札した者（以下「落札候補者」という。）から順に、市長が別に定める期日までに入札参加資格確認申請書（別記様式第8号）及び公告に定める入札参加資格要件に応じて、施工実績調書、及び配置予定技術者の資格・工事経験調書等指定する書類（以下「資格要件確認書類」という。）の提出を求められることができるものとする。この場合において、入札参加資格を有すると認められなかった者の入札は無効とし、最初に入札参加資格を有すると認めた者を落札者として決定する。

- 2 市長は、必要に応じて落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができる。

- 3 前項の規定により入札執行後に落札候補者から順に資格要件確認書類を提出される場合における第11条第1項及び第12条第1項の規定の適用については、第11条第1項及び第12条第1項中「入札参加資格者」とあるのは「入札希望者」と読み替えるものとする。

（入札参加資格の確認）

第16条 市長は、前条の規定による入札参加資格の確認について、入札公告で定めた開札日時を基準として、資格要件確認書類に基づいて行うものとする。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に、次の各号のいずれ

かに該当する場合は、当該入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札参加者の入札を無効とするものとする。

- (1) 入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等により、競争入札参加資格が取消しとなった場合
- (2) 大竹市競争入札等指名除外要綱（平成29年大竹市告示第150号）第2条の規定に基づき、指名除外措置を受けた場合
- (3) 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- (4) 資格要件の確認のために市職員が行った指示に従わない場合
- (5) 資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合及び入札に関する条件に違反することとなった場合

2 市長は、前項第1号及び第2号に該当する場合を除き、入札を無効とした当該入札者に対し、指名除外措置を行うことがある。

3 前項の入札参加資格の確認において、落札候補者となる価格をもって入札した者が2者以上あるときの落札候補者の決定については、別に定める方法により順位を決定するものとする。

（入札参加資格確認結果の通知）

第17条 市長は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対しての入札参加資格確認結果の通知については、第8条のとおりとする。

（入札結果等の公表）

第18条 一般競争入札に係る情報については、ホームページに掲載その他の方法により公表する。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が必要に応じて別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年3月6日から施行する。

（大竹市一般競争入札施行要綱の廃止）

2 大竹市一般競争入札試行要綱（平成6年9月26日制定）は廃止する。

（経過措置）

3 第2条の規定にかかわらず、当分の間、請負対象設計金額が130万円を超え、2,000万円未満である建設工事については、指名競争入札を実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

附 則（平成29年10月30日告示第151号）

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和元年5月8日告示第3号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月29日告示第40号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

入札参加資格審査申請書

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者名

㊟

年 月 日付で公告のあった

工事に係る条件付一般競争入札に参加するため、関係書類を添えて申請します。

添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 建設業（特定建設業）の許可証明書の写し
- 2 施工実績調書（様式第2号）
（工事实績証明書又は請負契約書等の写しを添付のこと。）
- 3 配置予定技術者の資格・工事経験調書（様式第3号）
（法令に基づく資格・免許等を証するものの写しを添付すること。
監理技術者の場合は、指定建設業監理技術者資格者証の写しを添付のこと。）
- 4 誓約書
- 5 その他

別記様式第2号（第5条関係）

施 工 実 績 調 書

（商号又は名称）

工事名		
発注者名		
施工場所		
契約金額		
工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
受注形態	単体 ・ 共同企業体（出資比率 %）	単体 ・ 共同企業体（出資比率 %）
規模・寸法		
構造形式等		

- （注）
- 1 公告において明示した工事について、少なくとも1件は記載すること。
 - 2 規模・寸法、構造形式等については、工事の施工実績について、公告で定めた資格要件に合致しているとの確に判断できる必要最小限の具体的項目を記載すること。
 - 3 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
 - 4 受注形態は、該当するものをマルで囲み、共同企業体（JV）については、出資比率を記入すること。
 - 5 当該工事に係る工事実績証明書又は請負契約書（変更契約をしているものについては、変更契約書も含む。）の写しを添付すること。
また、共同企業体としての実績については、協定書の写しも添付すること。
 - 6 共同企業体の場合は、各構成員が1部ずつ提出すること。

別記様式第3号（第5条関係）

配置予定技術者の資格・工事経験調書

（商号又は名称）：

配置予定技術者の氏名					
年齢・経験年数	歳・年		歳・年		
所属営業所名					
実務経歴	工事名		工事名		
	発注者名		発注者名		
	施工場所		施工場所		
	契約金額		契約金額		
	工期		工期		
従事役職	監理技術者・主任技術者		従事役職	監理技術者・主任技術者	

配置予定技術者の氏名					
年齢・経験年数	歳・年		歳・年		
所属営業所名					
実務経歴	工事名		工事名		
	発注者名		発注者名		
	施工場所		施工場所		
	契約金額		契約金額		
	工期		工期		
従事役職	監理技術者・主任技術者		従事役職	監理技術者・主任技術者	

（注）1 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。

2 従事役職は、該当するものをマルで囲むこと。

別記様式第4号（第8条関係）

入札参加資格適合（非適合）通知書

年 月 日

商号又は名称

代 表 者 様

大 竹 市 長

印

先に申請のあった 工事に係る
入札参加資格について、次のとおり通知します。

工事名	工事	
工事場所	大竹市	
入札参加資格の 適合・非適合	適合 ・ 非適合	
	入札参加 資格非適 合の理由	

別記様式第5号（第8条関係）

入札参加資格審査結果異議申出書

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者名 ⑩

年 月 日付けの入札参加資格非適合通知書について、次のとおり
異議を申し出ます。

工事名	
異議の内容	

※ 異議の内容の根拠資料を添付すること。

別記様式第6号（第11条関係）

設計図書閲覧・貸出申請書

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者 住所
商号又は名称
代表者名 ㊟

年 月 日公告

工事に係る設計図書の閲覧・貸出を請求します。

別記様式第8号（第15条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者名

㊞

年 月 日付で公告のあった

工事に係る条件付一般競争入札（事後審査型）について、競争入札参加資格を確認されたく、関係書類を添えて申請します。

添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 建設業（特定建設業）の許可証明書の写し
- 2 施工実績調書（様式第2号）
（工事実績証明書又は請負契約書等の写しを添付のこと。）
- 3 配置予定技術者の資格・工事経験調書（様式第3号）
（法令に基づく資格・免許等を証するものの写しを添付すること。
監理技術者の場合は、指定建設業監理技術者資格者証の写しを添付のこと。）
- 4 誓約書
- 5 その他

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

別記様式第 4 号 (第 8 条関係)

別記様式第 5 号 (第 8 条関係)

別記様式第 6 号 (第 11 条関係)

別記様式第 7 号 (第 12 条関係)

別記様式第 8 号 (第 15 条関係)